令和5年度

高知県財務書類

(一般会計等財務書類)

令和7年3月 高 知 県

第1	一般会計等貸借対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
第2	一般会計等行政コスト計算書······ 2
第3	一般会計等純資産変動計算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
第4	一般会計等資金収支計算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第5	一般会計等財務書類 注記······ 5

·般会計等貸借対照表 (令和6年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	(単位:白万円) 金額
【資産の部】	业中央	【負債の部】	717 HZ
固定資産	1, 384, 237	固定負債	905, 870
有形固定資産	1, 177, 647	地方債	816, 694
事業用資産	315, 363		3, 127
土地			
	103, 593	退職手当引当金	82, 470
立木竹	51, 583	損失補償等引当金	3, 579
建物	336, 385	その他	
建物減価償却累計額	△ 198, 875	流動負債	108, 352
工作物	21, 579	1年内償還予定地方債	100, 027
工作物減価償却累計額	△ 12, 433	未払金	857
船舶	3, 689	未払費用	-
船舶減価償却累計額	\triangle 3, 557	前受金	_
浮標等	5, 412	前受収益	_
浮標等減価償却累計額	\triangle 3, 037	賞与等引当金	7, 468
航空機	2, 442	預り金	_
航空機減価償却累計額	△ 488	その他	_
その他	137	負債合計	1, 014, 222
その他減価償却累計額	△ 3	【純資産の部】	
建設仮勘定	8,937	固定資産等形成分	1, 421, 808
インフラ資産	853, 796	余剰分(不足分)	\triangle 1, 002, 611
土地	74, 679	24/14/23 (1/25/37)	<u></u>
建物	19, 742		
建物減価償却累計額	\triangle 12, 603		
工作物	2, 553, 505		
工作物減価償却累計額	\triangle 1, 805, 394		
	292		
その他減価償却累計額	△ 286		
建設仮勘定	23, 861		
物品	25, 523		
物品減価償却累計額	△ 17, 035		
無形固定資産	10, 284		
ソフトウェア	398		
その他	9, 886		
投資その他の資産	196, 307		
投資及び出資金	68, 350		
有価証券	14, 758		
出資金	53, 592		
その他	_		
投資損失引当金	△ 245		
長期延滞債権	5, 149		
長期貸付金	62, 889		
基金	60, 245		
減債基金	37, 994		
その他	22, 251		
その他			
徴収不能引当金	△ 83		
流動資産	49, 181		
現金預金	11, 260		
未収金	354		
短期貸付金	889		
基金	36, 681		
	22, 076		
177 7 7	14, 605		
棚卸資産	_		
その他	_	<i>↓.</i> ₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩	
徵収不能引当金	\triangle 4	純資産合計	419, 196
資産合計	1,433,418	負債及び純資産合計	1, 433, 418

一般会計等行政コスト計算書

自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日

(単位:百万円)

科目	(単位:白万円) 金額
経常費用	亚顿 421, 598
業務費用	258, 227
人件費	109, 519
職員給与費	92, 832
賞与等引当金繰入額	7, 468
退職手当引当金繰入額	5, 517
その他	3, 701
物件費等	128, 347
物件費	42, 037
維持補修費	29, 107
減価償却費	57, 186
その他	17
その他の業務費用	20, 361
支払利息	3, 361
 	62
その他	16, 939
移転費用	163, 371
補助金等	148, 017
社会保障給付	9, 437
他会計への繰出金	4, 945
その他	972
経常収益	19, 897
使用料及び手数料	3, 079
その他	16, 819
純経常行政コスト	401, 701
臨時損失	5, 826
災害復旧事業費	3, 995
資産除売却損	18
投資損失引当金繰入額	50
損失補償等引当金繰入額	-
その他	1, 763
臨時利益	2, 313
資産売却益	2, 313
その他	_
純行政コスト	405, 214
※百万円未満を四終五入して表示しているため 合計全額が一致	2 2 3 1 1 A 22 2 20 1 1 1 -

※百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

一般会計等純資産変動計算書

自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日

(単位:百万円)

科目	合計	固定資産 等形成分	余剰分 (不足分)	
前年度末純資産残高	421, 047	1, 427, 116	△ 1,006,069	
純行政コスト (△)	△ 405, 214		△ 405, 214	
財源	402, 306		402, 306	
税収等	308, 687		308, 687	
国県等補助金	93, 619		93, 619	
本年度差額	△ 2,908		△ 2,908	
固定資産等の変動(内部変動)		△ 8, 141	8, 141	
有形固定資産等の増加		43, 827	△ 43,827	
有形固定資産等の減少		△ 57, 204	57, 204	
貸付金・基金等の増加		25, 220	△ 25, 220	
貸付金・基金等の減少		△ 19,984	19, 984	
資産評価差額	2, 775	2, 775		
無償所管換等	41	41		
その他	△ 1,760	16	△ 1,776	
本年度純資産変動額	△ 1,851	△ 5,308	3, 457	
本年度末純資産残高	419, 196	1, 421, 808	△ 1,002,611	

[※]百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

一般会計等資金収支計算書

自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日

主	(単位:百万円)
科目	金額
【業務活動収支】	
業務支出	362, 930
業務費用支出	199, 558
人件費支出	108, 235
物件費等支出	71, 161
支払利息支出	3, 361
その他の支出	16, 802
移転費用支出	163, 371
補助金等支出	148, 017
社会保障給付支出	9, 437
他会計への繰出支出	4, 945
その他の支出	972
業務収入	387, 073
税収等収入	308, 687
国県等補助金収入	60, 478
使用料及び手数料収入	3, 079
その他の収入	14, 830
臨時支出	5, 754
災害復旧事業費支出	3, 995
その他の支出	1, 758
臨時収入	_
業務活動収支	18, 390
【投資活動収支】	Í
投資活動支出	68, 838
公共施設等整備費支出	43, 827
基金積立金支出	23, 401
投資及び出資金支出	5
貸付金支出	1,605
その他の支出	_
投資活動収入	54, 696
国県等補助金収入	33, 141
基金取崩収入	17, 870
貸付金元金回収収入	1, 372
資産売却収入	2, 313
その他の収入	_
投資活動収支	△ 14, 142
【財務活動収支】	
財務活動支出	103, 674
地方債償還支出	103, 674
その他の支出	_
財務活動収入	95, 671
地方債発行収入	95, 671
その他の収入	
財務活動収支	△ 8,003
本年度資金収支額	\triangle 3, 755
前年度末資金残高	15, 015
本年度末資金残高	11, 260
前年度末歳計外現金残高	_
本年度歳計外現金増減額	_
本年度末歳計外現金残高	_
本年度末現金預金残高	11, 260
	, - • •

一般会計等財務書類 注記

[注記の対象範囲] 一般会計等に属する会計(5の(1)の①の会計)

- 1 重要な会計方針
 - (1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法
 - - イ 昭和60年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの・・・・・・・・・・・・取得原価 取得原価が不明なもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・再調達原価

- (2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法
 - ① 満期保有目的有価証券 償却原価法 (定額法)
 - ② 満期保有目的以外の有価証券

- ③ 出資金・・・・・・・・・・・出資金額
- (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法 該当ありません。
- (4) 有形固定資産等の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産(リース資産を除きます。)・・・・・・・定額法なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 6年~50年

工作物 5年~60年

物品 $2 \oplus 20 \oplus$

- ② 無形固定資産 (リース資産を除きます。)・・・・・・・・・・・定額法 (ソフトウェアについては、県における見込利用期間 (3年又は5年)に基づく定額法 によっています。)
- ③ リース資産 該当ありません。
- (5) 引当金の計上基準及び算定方法
 - ① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

② 徵収不能引当金

長期延滞債権、未収金及び貸付金について、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収 不能見込額を計上しています。 ③ 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

④ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に 関する法律(平成19年法律第94号)に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を 計上しています。

⑤ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金(手許現金及び要求払預金)。

なお、現金には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

- (8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項
 - ① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品のうち備品取得価額が100万円以上のものを、美術品については、取得価額が300万円以上のものを、自動車については、1円以上のものを、ソフトウェアについては、60万円以上のものを資産として計上しています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出については、固定資産の価値を高め、又はその耐久性が増加したと認められる費用を計上しています。また、修繕費については、維持管理やき損した固定資産の現状回復に要したと認められる費用を計上しています。

2 重要な会計方針の変更等

該当ありません。

3 重要な後発事象 該当ありません。

4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

他の団体の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っています。

(単位:百万円)

団体名	確定	履行すべき額が	総額	
	債務額	い損失補償債務等		
		損失補償等	貸借対照表	
		引当金計上額	未計上額	
一般社団法人	-	3, 579	23, 526	27, 105
高知県森林整備公社				
計	_	3, 579	23, 526	27, 105

(2) 係争中の訴訟等

係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けている事件(令和6年3月31日現在)は次の表のとおりです。

(単位:百万円)

No.	事件番号	事件名	訴額
1	松山地裁	損害賠償請求事件	2
	令和3年(ワ)第340号		
2	高知地裁	損害賠償請求事件	55
	令和5年(ワ)第61号		
3	高知地裁	損害賠償請求事件	33
	令和5年(ワ)第100号		
4	高知地裁	損害賠償等請求事件	7
	令和5年(ワ)第148号		
(5)	高知地裁	損害賠償等請求事件	30
	令和5年(ワ)第198号		
6	高知地裁	損害賠償等請求事件	8
	令和5年(ワ)第240号		
7	高知地裁	損害賠償請求事件	0
	令和6年(ワ)第35号		
8	高知地裁	損害賠償請求事件	0
	令和6年(ワ)第57号		
計			136

- ※ 百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。
- ※ ①については、R4.7.1付けの訴えの変更申立書により、訴額が変更されています。
- ※ ④については、被告高知県分のみ計上しています。

5 追加情報

- (1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項
 - ① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。
 - 一般会計

給与等集中管理特別会計

用品等調達特別会計

土地取得事業特別会計

災害救助基金特別会計

中小企業近代化資金助成事業特別会計

農業改良資金助成事業特別会計

林業·木材産業改善資金助成事業特別会計

県営林事業特別会計

沿岸漁業改善資金助成事業特別会計

母子父子寡婦福祉資金特別会計

高等学校等奨学金特別会計

旅費集中管理特別会計

県債管理特別会計

会計事務集中管理特別会計

収入証紙等管理特別会計

- ② 一般会計等と普通会計の対象範囲等に差異はありません。
- ③ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の5の規定に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。
- ④ 百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。
- ⑤ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとお

りです。

実質赤字比率 -% 連結実質赤字比率 -% 実質公債費比率 11.7% 将来負担比率 177.3%

- ⑥ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額 2,980百万円
- ⑦ 繰越事業に係る将来の支出予定額 62,388百万円
- (2) 貸借対照表に係る事項
 - ① 総務省方式改訂モデルから統一的な基準へ変更したことによる影響額等
 - ア 財務書類の対象となる会計の変更
 - 該当ありません。
 - イ 有形固定資産の評価基準の変更等による主な影響額 総務省方式改訂モデルで平成28年度財務諸表を作成していないため比較できません。
 - ② 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。
 - ア範囲

県が保有している資産のうち活用が図られていないもので処分可能なもの

イ 内訳

事業用資産51百万円 (79百万円)土地48百万円 (71百万円)建物3百万円 (8百万円)

令和6年3月31日時点における売却可能価額を記載しています。

売却可能価額は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律における評価方法によっています。

上記の(百万円)は貸借対照表における簿価を記載しています。

③ 減価償却累計額 2,053,712百万円

	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
事業用資産	218,395百万円
建物	198,875百万円
工作物	12,433百万円
船舶	3,557百万円
浮標等	3,037百万円
航空機	488百万円
その他	3百万円
インフラ資産	1,818,283百万円
建物	12,603百万円
工作物	1,805,394百万円
その他	286百万円
物品	17,035百万円
/ 	\

- ※百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。
- ④ 減債基金に係る積立不足額

該当ありません。

⑤ 基金借入金(繰替運用)

該当ありません。

- ⑥ 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政要額 に含まれることが見込まれる金額 518,724百万円
- ⑦ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです(将来負担比率は、アからイを引いて得た額を、ウからエを引いて得た額で除して算定します。)。

ア将来負担額

1,019,781百万円

イ 充当可能財源等

(ア) 基準財政需要額算入見込額

518,724百万円 82,799百万円

(イ) 充当可能基金額(ウ) 特定財源見込額

16,099百万円

ウ標準財政規模

269,981百万円

エ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

43,166百万円

⑧ 地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額

該当ありません。

(3) 行政コスト計算書に係る事項

① 総務省方式改訂モデルから統一的な基準へ変更したことによる主な影響額 総務省方式改訂モデルで平成28年度財務諸表を作成していないため比較できません。

(4) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分(不足分)の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金を加えた額を計上しています。

② 余剰分(不足分)

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(5) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支(プライマリー・バランス。資金収支計算書上の業務活動収支(支払利息支出除く)及び投資活動収支(基金除く)の合計額で算定します。)

13,139百万円

② 既存の決算情報との関連性

(単位:百万円)

	収入 (歳入)	支出 (歳出)
歳入歳出決算書	720, 546	710, 177
地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		1, 837
繰越金	△ 12, 287	
相殺消去(他会計繰入金及び繰出金等の消去)	△ 170, 819	△ 170,819
資金収支計算書	537, 440	541, 195

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額の内訳

資金収支計算書の業務活動収支		18,390百万円
投資活動収入の国県等補助金収入		33,141百万円
未収債権、未払債務等の減少		15,794百万円
減価償却費	\triangle	57, 186百万円
賞与等引当金繰入額	\triangle	7,468百万円
退職手当引当金繰入額	\triangle	5,517百万円
徵収不能引当金繰入額	\triangle	62百万円
純資産変動計算書の本年度差額	\triangle	2,908百万円

④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。 なお、一時借入金の限度額及び利率は次のとおりです。

ア 一時借入金の限度額

90,000百万円

イ 一時借入金に係る利率

前年当座勘定借越実績に応じた期間の一般社団法人全銀協TIBOR運営機関公表の日本円TIBORのレート(小数点第4位以下切り捨て)に0.25%を加算した利率

⑤ 重要な非資金取引

該当ありません。